陳情第１号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める陳情

（陳情趣旨）

高齢になると加齢による難聴によって、日常生活が不便になり、コミュニケーションが困難になる方々が増えてきます。70 歳を超えるとその約半数が難聴という推計もあり、日常生活で補聴器が必要となっています。

最近では、加齢性難聴が鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。聞こえが悪くなると、人とのコミュニケーションが減少し、会話が困難になることで、脳に入ってくる情報が少なくなり、脳の機能低下につながり、鬱や認知症のリスク因子になる可能性が一番高いのが難聴と考えられています。

厚生労働省が作成している認知症施策総合戦略（オレンジプラン）では、難聴は、認知症の危険因子の一つと述べています。

東京医療センター聴覚障害研究室長（神崎　晶さん）は、「難聴が軽度であればあるほど、認知機能低下を予防できる」として、早期の補聴器支給が必要と結論づけています。

2017 年の国際アルツハイマー病協会国際会議では、難聴を放置することが、認知症の最大のリスクと報告しています。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差ないのに、補聴器の使用率は格段と低く、日本での普及の遅れは歴然です。その原因は、日本の補聴器の価格は、片方で５万円から 20 万円と高額で、保険適用もないために、全額自己負担となっています。身体障害者福祉法第４条に規定する高度・重度難聴の場合のみ、補装具支給制度により、１割負担です。しかし、一般に補聴器を利用する約９割の方は自費で購入しています。最近は、各地で補装具購入補助制度が広がっています。

野田市においても、認知症などの予防事業として、補聴器購入助成制度を創設することを求めます。

（陳情項目）

耳鼻咽喉科の医師による診断にて、補聴器装着の必要性があると認められた加齢性難聴者に対して、補聴器購入助成制度を創設してください。

令和６年６月４日

野田市議会議長　山口　克己　様

陳情者
野田市清水２６４番地
日本共産党東葛地区野田市委員会
責任者　吉田　修作　外　４９１名

陳情第２号

小中学校の給食費完全無償化の実施を求める陳情

（陳情趣旨）

食料費や光熱費など異常な物価高騰の中、勤労者の実質賃金は上がらず、年間にして４万円から６万円の給食費は、子育て世代にとって大きな負担です。

憲法第 26 条には、義務教育はこれを無償とすると記され、最近では、学校給食の無償化を進める自治体が全国に広がっています。

文部科学省の調査によると、国の地方創生臨時交付金などを活用して、全国で８割を超える自治体が、学校給食の保護者負担を軽減しているとのことです。

千葉県では、市町村と連携して、2023 年１月より公立小中学校に在籍する第３子の給食費無償化が実施されていますが、無償化になっている子供は全体の１割程度にすぎず、子供を２人から３人抱えている家庭の給食費の負担は、１か月１万円から 1.5 万円と大きな負担となっています。とりわけ独り親家庭の負担は重いものがあります。

こうした中、県内各地でも、完全無償化に踏み出す自治体が増えています。未来を担う子供たちに、地場産の安心・安全な農畜産物の食材を使用した学校給食と、子育て世代の切実な願いである教育への負担軽減のため、以下陳情いたします。

（陳情項目）

１　小中学校の学校給食費の完全無償化を実施してください。

２　学校給食に地場産の安全・安心な農畜産物を使用してください。

３　国に向けて、小中学校給食費を無償化するよう働きかけてください。

令和６年６月４日

野田市議会議長　山口　克己　様

陳情者
野田市清水２６４番地
日本共産党東葛地区野田市委員会
責任者　吉田　修作　外　４５７名

陳情第３号

選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての陳情

（陳情趣旨）

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられる人が多く存在しています。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけです。婚姻の際、96％が夫の姓になっており、間接的な女性差別だとの指摘もあります。

通称使用では、旧姓併記、旧姓使用での法的根拠がないために、名前が違うなどと怪しまれたり、様々な事務手続の煩雑さなどを招いています。働く女性たちにとっては、改姓によってキャリアが中断されるという声も切実で、結婚や出産をちゅうちょする要因の一つにもなっています。

1996 年、法務大臣の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申して､既に四半世紀以上が経過しています｡2021 年６月、最高裁判所は、現行の夫婦同姓を違憲ではないとする判決を出しましたが、同時に、複数の反対意見が付され、制度の在り方を国会で議論すべきとされました。2015 年 12 月の判決でも同様の指摘がされています。

選択的夫婦別姓制度は、あくまでも選択によるもので、引き続き夫婦同姓で結婚でき、改姓を望まない者は夫婦別姓を選択できるというもので、誰も強制されることのない仕組みです。

世論調査では、選択的夫婦別姓制度に６割が賛成しており、特に、若年層ほど賛成割合が高く、60 歳代以下では７割が賛成となっています。地方議会での意見書採択も広がっています。選択的夫婦別姓制度の導入についての検討を早期に求めます。

以上、下記項目について、地方自治法第 99 条に基づき、内閣総理大臣、法務大臣など関係大臣に対する意見書の提出を決議いただくよう、陳情します。

（陳情項目）

選択的夫婦別姓制度の導入のための民法その他の法令改正について、国会審議を進めるよう求める意見書を、国及び政府に提出することを求めます。

令和６年６月２０日

野田市議会議長　山口　克己　様

陳情者

[redacted]

新日本婦人の会　野田支部

代表者　岩岡　由江

陳情第４号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての陳情

（陳情趣旨）

女性差別撤廃条約は、1979 年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障しています。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在締約国は 189 か国、日本は 1985 年に批准しています。

選択議定書は、この条約の実効性を強化するために 1999 年、改めて採択されたもので、個人通報制度と調査制度の二つの手続を規定しています。個人通報制度によって、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続を尽くしても救済されない場合に、国連女性差別撤廃委員会に申立てができるようになりました。現在 115 か国が批准していますが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務です。

男女平等度を示すジェンダーギャップ指数で、日本は 2024 年、146 か国中 118 位と低迷しています。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃を進める力になります。

日本は国連の女性差別撤廃委員会から、選択議定書批准を繰り返し勧告されています。第５次男女共同参画基本計画では、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるとしています。今年 10 月には、女性差別撤廃委員会による日本の条約実施状況の検討が行われる予定で、再び同じ勧告を受けることのないよう、国会で審議し、政府は批准に向けた準備に入るべきです。日本政府に選択議定書批准を求める意見書を上げた地方議会は、10 府県議会を含め 234 に上ります。この動きをさらに広げるために、野田市議会においても国会と政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を提出するよう、陳情します。

（陳情項目）

野田市議会において、国会及び政府に、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を提出すること

令和６年６月２０日

野田市議会議長　山口　克己　様

陳情者

[redacted]

新日本婦人の会　野田支部

代表者　岩岡　由江

陳情第５号

「地方自治の自主性・自立性を制限する地方自治法の改正法の撤回を求める意見書」提出に関する陳情

（陳情趣旨）

国は大規模災害や感染症などの非常時であれば、個別法に規定がなくとも、国が自治体に必要な指示ができるようにする地方自治法の改定を行い、6 月 19 日に参議院本会議で可決・成立した。

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生する場合には、地方自治体に対し必要な指示をすることができるという曖昧な基準であり、国にこのような曖昧な基準に基づく指示権を認めると、国が様々な領域で自治体に介入したり国の意向を強制したりすることが心配される。国と自治体は対等だとする地方自治法の基本原則が空洞化するのではないかと危惧される。

また、閣議決定で指示権が発動できることは、立法府（国会）の関与なくできることとなり、乱用が心配される。

災害のときなど、実情を知らない国が出した指示が、現場を混乱させた例は、コロナ対策のときのアベノマスクや全国一斉休校のことで記憶に新しい。草の根からの政治や行政の実践を働きかける世田谷区長の保坂展人氏は、コロナ対策の時を振り返り、「自治体が一歩先んじ、国も追認し知恵を出し合ったのがコロナ対策だった。混乱時に国が常に正しい判断をするとは限らない」と語っている。

以上のことから、国の関係機関に対し、この法改正を撤回するよう求める意見書の提出を求めます。

（陳情項目）

「地方自治の自主性・自立性を制限する地方自治法の改正法の撤回を求める意見書」を提出すること

令和６年６月２７日

野田市議会議長　山口　克己　様

陳情者
野田市岩名一丁目６８番地の６
野田・九条の会
会長　武智　多恵子